社会福祉法人　平成会

育児・介護休業法に基づく男性労働者の育児休業等取得率の公表について

当法人の、男性労働者の育児休業等の取得率は以下の通りです

男性労働者の育児休業取得率
（配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業および休暇制度利用の男性労働者の割合）

事業年度	令和７年度
対象期間	２０２５年４月１日
	２０２６年３月３１日
配偶者が出産した男性労働者	１名
育児休業等取得した男性労働者	１名
取得率	１００％

社会福祉法人
平成会
HEiSEikai